

第28回町田市景観審議会専門部会 議事概要

◆行為の制限

- 景観計画の中の「行為の制限」をどのようにとらえてガイドラインに組み込んでいくかが重要である。

◆対象とする広告物

- 東京都屋外広告物条例で定められた広告物だけを対象にするのではなく、情報発信するもの全般を広告とみなしてガイドラインで誘導することを考えていきたい。
- 以下に示す情報発信をしているものについても、ガイドラインの中でどう扱っていくのか今後議論できるとよい。
 - ・建築物全体が広告物となっているもの
 - ・空気を入れて膨らませた形態のもの 等

◆普及啓発活動

- 広告物に対して関心をもってもらうためにも、ガイドライン策定後の普及啓発活動等も必要になってくる。

◆地域ごとの協定・ルール

- 地域ごとのルールについては、駅前、住宅地、丘陵地といった大きな区分けだけでなく、もう少し細かなところまで考えていったほうがよい。
- 景観協定を結んでいる地区に対し、ガイドラインの中でどう扱っていくか議論してもよい。

◆市が目指す屋外広告物景観

- 町田市は、市街地・住宅地・丘陵地といった多様性に富んだ都市であり、日本国内においても稀な景観を持っている。それを踏まえた上で、目指すところをガイドラインでどう見せていくかが重要。